千葉市高機能オフィスビル建築促進事業補助金交付要綱取扱要領

第１　趣旨

　この要領は、千葉市高機能オフィスビル建築促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第２　定義

１　この要綱において「最先端のデジタル技術」とは、以下に定めるものをいう。

（１）ビルの電気及び空調等の設備にセンサーや制御装置を設置し、IoTにより一元的に最適管理するもの。

（２）センサー等の設置により、設備及び備品等の状態を詳細に把握し、迅速な対応を可能とするもの。

（３）ビル利用者向けアプリケーション等でのサービス提供によるビル管理及び運営業務の効率化、企業及びその従業員の利便性向上を図るもの。

（４）清掃、案内、運搬等においてロボット技術が活用されているもの。

（５）その他「最先端のデジタル技術を活用している」と市長が特に認めるもの。

２　この要綱において「感染症の拡大を防止する措置」とは、以下に定めるものをいう。

（１）オフィスエントランスや各テナントのオフィス出入口等に非接触型の設備が導入されているもの。

（２）換気システムに空気清浄設備が組み込まれているもの。

（３）多くの人が接触する箇所に抗ウイルス対策が施されているもの。

（４）その他「感染症の拡大を防止する措置を講じている」と市長が特に認めるもの。

第３　千葉市高機能オフィスビル建築促進事業計画認定申請書

　要綱第８条の規定による千葉市高機能オフィスビル建築促進事業計画認定申請書（要綱様式

第１号）には、次の書類を添付しなければならない。

（１）建築計画概要書（要綱様式ア）

（２）運営計画概要書（要綱様式イ）

（３）建築物の図面（建物の用途構成、面積及び天井高等が判断できるもの）

（４）解体・新築工事の工程表

（５）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）（法人の場合）

（６）戸籍抄本（発行後３か月以内のもの）（個人の場合）

（７）市街地再開発組合設立認可通知書の写し（市街地再開発事業の場合）

（８）土地の不動産登記事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

（９）建替えの場合は、建替え前の家屋の不動産登記事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

（10）直近３期分の（設立から３年に満たない場合は、設立後全ての期間。以下同様とする。）決算書類（個人の場合は確定申告書の写し又はそれに相当する書類）

（11）市税の納税証明書（本市の区域内において既に事業所を有する場合、市民である場合又は市街地再開発事業である場合を除く。）

（12）千葉市高機能オフィスビル建築促進事業補助金交付に係る確認書（要綱様式第２５号）

（13）税情報閲覧同意書（要綱様式第２６号）

（14）その他市長が特に必要と認める書類

第４　千葉市高機能オフィスビル建築促進事業認定事業計画変更承認申請書

　要綱第１０条の規定による千葉市高機能オフィスビル建築促進事業認定事業計画変更承認申

請書（要綱様式第４号）には、次の書類を添付しなければならない。

（１）変更内容を示す書類

（２）建築計画概要書（要綱様式ア）（事業計画認定申請書に添付した書類の内容に変更があった場合）

（３）運営計画概要書（要綱様式イ）（事業計画認定申請書に添付した書類の内容に変更があった場合）

（４）その他市長が特に必要と認める書類

２　要綱第１０条に規定する市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

（１）補助対象ビルの延床面積、オフィス床面積、基準階面積、用途を変更する場合

（２）オフィス仕様及び設備の内容を変更する場合

（３）竣工（予定）日が３か月以上又は１月１日をまたいで変更する場合

（４）補助事業者について変更が生じる場合（代表者が変更する場合を除く。）

（５）前各号に掲げる場合のほか、事業計画を変更しようとする場合において市長が必要であると認める場合

第５　千葉市高機能オフィスビル建築促進事業工事着工届

　要綱第１３条の規定による千葉市高機能オフィスビル建築促進事業工事着工届（要綱様式第

７号）には、次の書類を添付しなければならない。

（１）千葉市建築物の環境配慮に関する要綱に基づく建築物環境配慮計画書の写し（受領印があ

るもの）

（２）環境性能評価の結果（メインシート・評価結果シート）

（３）建築確認済証の写し

（４）工事請負契約書の写し

第６　千葉市高機能オフィスビル建築促進事業工事完了届

　要綱第１６条の規定による千葉市高機能オフィスビル建築促進事業工事完了届（要綱様式第

１０号）には、次の書類を添付しなければならない。

（１）検査済証の写し

（２）建築物の完成写真

（３）千葉市建築物の環境配慮に関する要綱に基づく建築物工事完了届の写し

（４）完成図面（建物の用途構成、面積及び天井高等が判断できるもの）

第７　千葉市高機能オフィスビル建築促進事業補助金額算出報告書

　要綱第１８条の規定による千葉市高機能オフィスビル建築促進事業補助金額算出報告書（要

綱様式第１２号）には、次の書類を添付しなければならない。

（１）対象ビルに係る家屋・償却資産の固定資産税等納税通知書の写し

（２）その他市長が特に必要と認める書類

第８　千葉市高機能オフィスビル建築促進事業事業報告書

　要綱第２０条の規定による千葉市高機能オフィスビル建築促進事業事業報告書（要綱様式第

１４号）には、次の書類を添付しなければならない。

（１）事業実績報告書（要綱様式ウ）

（２）その他市長が特に必要と認める書類

第９　千葉市高機能オフィスビル建築促進事業補助金交付申請書

　要綱第２２条の規定による千葉市高機能オフィスビル建築促進事業補助金交付申請書（要

綱様式第１６号）には、次の書類を添付しなければならない。

（１）補助金予定額決定通知書（様式第１３号）の写し

（２）申請額計算書（要綱様式第１６号別紙）（共有名義・区分所有の場合）

（３）商業・法人登記に関する履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）（法人の場合）

（４）戸籍抄本（発行後３か月以内のもの）（個人の場合）

（５）対象ビルの不動産登記事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

（６）法務局から交付された対象ビルの建築図面・各階平面図（区分所有の場合）

（７）その他市長が特に必要と認める書類

第１０　千葉市高機能オフィスビル建築促進事業補助金変更交付申請書

　要綱第２５条第１項の規定による千葉市高機能オフィスビル建築促進事業補助金変更交付申

請書（要綱様式第１８号）には、次の書類を添付しなければならない。

（１）変更内容を示す書類

（２）変更前と変更後の「申請額計算書」（様式第１６号別紙）

（３）その他市長が特に必要と認める書類

第１１　千葉市高機能オフィスビル建築促進事業補助金交付請求書

　要綱第２９条の規定による千葉市高機能オフィスビル建築促進事業補助金交付請求書（要綱

様式第２２号）には、次の書類を添付しなければならない。

（１）交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第１７号）の写し

（２）その他市長が認める書類

第１２　補則

　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附　則

　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、令和６年４月１日から施行する。